

役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人飯南町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この規則において役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- （1）役員（会長、副会長、常務理事、理事、監事）
- （2）評議員
- （3）会長が委嘱又は依頼した各種委員会の委員等

（報 酬）

第3条 本会の会長及び常務理事の報酬はこの規定に定めるところにより支給する。

（報酬の額）

第4条 報酬の額は下表による。

区 分	報 酬 の 額	備 考
会長（非常勤）	月額 100,000円	年額 1,200,000円
会長（常 勤）	月額 300,000円	年額 3,600,000円
常務理事	月額 200,000円	年額 2,400,000円

- 2 常務理事が事務局長を兼ねる場合は、月額に100分の12.5を加算する。
- 3 常勤の理事へのその他の手当・社会保険等は、本会規程を準用する。
- 4 会長及び常務理事への賞与・退職手当は支給しない。
ただし、前2項の場合は支給できる。
- 5 第6条第1項第（1）号の会議日当は支給しない。

（支給方法）

第5条 会長及び常務理事の報酬は、就任した月分から支給する。

- 2 前項の会長及び常務理事が辞任、解任、又は死亡によりその職を退いたときは、その当月分までの報酬を支給する。
- 3 報酬等の支給時期は、職員給与規程に準じる。

(費用弁償)

第6条 役員等が会議の招集に応じ出席したとき及び公務のために出張する時は、次のとおり費用弁償を行う。

(1) 会議日当 1日あたり 4,000円(第2条第1項第3号の各種委員会の委員等は3,000円)

(2) 出張交通費 本会の旅費規程による

2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、費用弁償を支給しないことができる。

3 支給方法は、当該会議に出席した都度、支給する。

(本会職員給与との併給)

第7条 本会の職員が役員を兼ねた場合には、職員給与規程のみを適用する。

また、役員が職員を兼ねた場合には、本規定のみ適用する。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(その他)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 本規定の議決日をもって次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 会長報酬支給規程(平成16年12月1日施行)

(2) 役員の費用弁償に関する規程(平成16年12月1日施行)

(3) 評議員の費用弁償に関する規程(平成16年12月1日施行)

(4) 常務理事の報酬に関する規程(平成26年4月1日施行)

3 この規程は、令和3年8月5日から施行し、令和3年7月1日から適用する。